

経済財政運営と改革の基本方針 2014 について

〔平成 26 年 6 月 24 日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2014 について、別紙のとおり
決定する。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2014
～デフレから好循環拡大へ～

平成 26 年 6 月 24 日

経済財政運営と改革の基本方針 2014 (目次)

第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題 — 1

1. デフレ脱却・日本経済再生 1
2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性 3
3. 「創造と可能性の地」としての東日本大震災からの復興 4
4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革 5

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 ————— 7

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮 7
 - (1) 女性の活躍、男女の働き方改革 7
 - (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 8
 - (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進 9
 - (4) 少子化対策 10
 - (5) 健康長寿を社会の活力に 10
2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革 10
 - (1) イノベーション 10
 - (2) コーポレートガバナンス 11
 - (3) オープンな国づくり 12
 - (4) 資源・エネルギー 12
 - (5) 規制改革 13
3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 14
 - (1) 「新しい東北」の創造 14
 - (2) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組 14
 - (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化 15
 - (4) 農林水産業・地域の活力創造 18
 - (5) 中堅・中小企業、小規模事業者の躍進 18
4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 19
 - (1) 戦略的外交の推進、安全保障・防衛等 19
 - (2) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等 20
 - (3) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等） 20
 - (4) 地球環境への貢献 21

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 _____ **22**

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方 22
2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 23
 - (1) 社会保障改革 23
 - (2) 社会資本整備 26
 - (3) 地方行財政制度 29
3. 公的部門改革の推進 30
 - (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 30
 - (2) 財政の質の向上 31

第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方 _____ **33**

1. 経済財政運営の考え方 33
 - (1) 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方 33
 - (2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組 33
2. 平成27年度予算編成の基本的考え方 34

第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題

1. デフレ脱却・日本経済再生

日本経済は、低い経済成長と長引くデフレによる停滞の20年を経験してきた。安倍内閣では、長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として、新たな経済政策（「アベノミクス」）に一体的に取り組んできた。現在、経済の好循環が動き始め、日本経済は長期停滞やデフレで失われた自信をようやく取り戻しつつある。

この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す。

（アベノミクスの成果と今後の方針）

日本銀行は「量的・質的金融緩和」¹を推進し、政府は10兆円規模の経済対策²を着実に実施するとともに、民間投資を喚起することを狙いとする「日本再興戦略」³を策定し、「産業競争力の強化に関する実行計画」⁴等により、具体化を図ってきた。さらに、昨年10月に8%への消費税率引上げを判断する際には、景気の下振れリスクへの対応等のため、1兆円規模の税制措置と5兆円規模の新たな経済対策などを内容とする「経済政策パッケージ」⁵を策定した。これを受けた「好循環実現のための経済対策」⁶を具体化する平成25年度補正予算と、平成26年度当初予算において実施率目標を設定し、早期執行に取り組んでいる。我が国経済は、こうした三本の矢の効果もあって、実質GDPは6四半期連続のプラス成長となった。この間、企業の業況判断は中小企業を含め幅広く改善し、設備投資も増加が続いている。地域別に見ても、全ての地域で景況が大幅に改善している。雇用情勢は新規求人倍率が約7年ぶりに1.6倍台に達し、失業率は3%台半ばに低下するなど着実に改善してきている⁷。このように日本経済は力強さを取り戻しつつある。物価動向も、もはやデフレ状況ではなく、デフレ脱却に向けて着実に前進している。

¹ 「量的・質的金融緩和」の導入について（平成25年4月4日、日本銀行）

² 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）

³ 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）

⁴ 「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年1月24日閣議決定）

⁵ 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成25年10月1日閣議決定）

⁶ 「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）

⁷ 生活保護世帯数の伸び率も低下している。

経済の好循環実現に向けて、拡大した企業収益を賃金上昇につなげ、個人消費を拡大させることで更なる企業収益の拡大に結び付けることが重要である。昨年の「経済の好循環実現に向けた政労使会議」（以下「政労使会議」という。）はその最初の一押しの役割を担い、本年の春闘ではこれまでのところ月例賃金の引上げ率が2%台と、過去10年で見ても最高水準となり、一時金も大幅に増加するなど、賃上げの動きが力強く広がっている⁸。

財政については、「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 -」（以下「中期財政計画」という。）⁹に沿った収支改善努力が実行され、財政健全化に向けて着実に進んでいる。

経済の現状を踏まえると、今後の経済財政運営は以下の方針で行うべきである。まず、デフレからの脱却を確実なものとするため、第一及び第二の矢を引き続き強力に推進し、需要の継続的拡大を図る。アベノミクスによる景気回復に伴って需給ギャップが縮小しつつある今こそ、新たな雇用・投資・事業展開など、経済の主たる担い手である個人や企業が行うチャレンジを促し、第三の矢である成長戦略の更なる推進を行う。さらに、リーマンショック後の景気対策として臨時的・例外的に行われた対応を危機対応モードから平時モードへ切り替え、通常の施策に戻す。

（今後の4つの課題）

上記の方針から、経済財政運営の今後の課題は、以下の4つの課題に整理される。

第一の課題は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減への対応である。消費税率が本年4月に引き上げられたことによる反動減はこれまでのところ想定内という見方が多い。経済対策が総じて順調に執行され、また、賃上げによる効果も今後顕在化すると考えられることから、駆け込みの反動減を乗り越えて景気回復が続くと期待される。政府としては、引き続き経済対策の執行状況や耐久財等の需要動向を慎重に見極めつつ、必要があれば機動的な政策対応を行って、経済再生に向けて万全を期す。

第二は、足元の動き始めた経済の好循環の更なる拡大と企業の主体的行動である。雇用情勢が改善する中で、業種・地域によっては人手不足も生じており、しかも、今後人口が減少する中で、人手不足は持続するおそれがある。景気回復に伴って、生産性の向上など、需要面だけでなく供給面にも目配りした政策運営を行う必要がある。まずは、ミスマッチの解消を図り、職探しを諦めた人々の労働市場への参入を促す。併せて成長戦略の強化・深化によって生産性の向上を図ることが必要である。民間経済主体の将来に対するコンフィデンスを強化することによって、積極的な経済活動を促進し、イノベーションの活性化を図る。このように経済好循環の環を更に拡大し、「再生の10年」（2013～2022年度）の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長の

⁸ 「2014 春季生活闘争 第7回回答集計結果」（平成26年6月4日連合発表）

⁹ 「当面の財政健全化に向けた取組等について - 中期財政計画 -」（平成25年8月8日閣議了解）

姿につなげていく。

こうした好循環の維持・拡大のためには、昨年の政労使会議における取りまとめに基づき、政労使それぞれが取組を進めていく必要がある。このため、引き続き政労使が連携して取組のフォローアップを図るとともに、労働市場の構造変化等を踏まえ、雇用・賃金・その他関連する諸制度の在り方等についても検討することが重要である。

経常収支の黒字の急減には、我が国経済の構造変化、新興国の需要減速等に加え、エネルギー価格の上昇や為替変動による輸入物価上昇の影響が大きい。当面はエネルギーコスト高への対策を講じ、資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保するとともに、省エネ・省資源や海外の資源権益確保等により価格交渉力の強化に努めることが必要である。こうした取組等により、日本の実質的な豊かさを示す実質国民総所得（実質GNI）の伸びを高めていく。

第三の課題は、日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施である。我が国は「人口急減・超高齢化」へ向かっており、この流れを2020年を目途に変えて、持続的・安定的な成長軌道に経済を乗せるべく、必要な改革を行う。

第四の課題が経済再生と両立する財政健全化である。三本の矢が持続的に効果を発揮するためには、政府が財政規律を堅持することが求められる。強い経済を実現し、経済成長を通じた税収の増加等を実現するとともに、裁量的経費のみならず義務的経費も含めた聖域なき歳出削減により、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指す。

2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性

力強い経済再生の進展の鍵は、労働や資本の量的・質的向上を始め、全要素生産性（TFP）¹⁰の上昇を通じて労働・資本が付加価値を生み出す際の生産性を高めていくことにあり、イノベーションとコーポレートガバナンスはその実現のために特に重要な手段である。

このため、労働力人口の減少が見込まれる中、抜本的な少子化対策を講じるとともに、女性、若者、高齢者を始め、全ての人々が意欲、個性、能力に応じて活躍できるような社会が実現することを目指す。また、教育の再生・人材育成、キャリア教育・職業教育の充実等により、質の高い人材を育成していく。

民間投資を喚起し、対日直接投資を促進するため、法人税改革、国家戦略特区の活用を始めとした規制の見直し、資源・エネルギーの安価・安定確保等により、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を整備する。さらに、民間資金の活用、中長期の安定した投資の促進により成長資金の供給を強化する。公的・準公的資金の運用等の高度化を図る。

¹⁰ 生産性を示す指標の一つであり、その上昇は労働や資本といった生産要素の投入量に依存しない生産効率の改善を示す。

イノベーション（創意工夫による新たな価値の創造）¹¹を促進する。日本から常にイノベーションが生まれ、これが次々に産業として発展していく「イノベーション・ナショナルシステム」¹²の構築や、インターネットを中心とした高度なネットワークが発達した現代において、ブランド等の知識資本の蓄積・活用、人的投資、マーケティングの革新等により、サービス業を始めとして、付加価値生産性¹³の向上、新市場の創出を図る。また、企業の新陳代謝を促し、「起業大国」を目指すこと等により経済のダイナミズムを高める。とりわけ、サービス業を始めとした投資の国際的な相互交流やTPP（環太平洋パートナーシップ）などの経済連携の強化等により、ヒト、モノ、カネ、情報の交流を拡大し、イノベーションを促進していくことが大きな鍵となる。

また、我が国企業は、コーポレートガバナンスの強化等を通じて、稼ぐ力の向上を最重要の課題として経営判断を下すよう自ら変革し、事業の選択と集中を進める必要がある。さらに、法人組織の持つ活力を、農業・医療・保育などの分野で活用する。

こうした取組により、付加価値生産性の向上・輸出競争力の確保を実現し、高い価格でも購入される財・サービスを生み出すことで、交易条件を改善するとともに、海外投資や技術・サービスの輸出により所得を増やしていくことで、実質GNIの伸びを高めるような新たな成長メカニズムを構築することが重要である。

このような経済全体の成長の実現を、人々が暮らす地域社会の発展につなげていくことが不可欠である。現在、成長戦略の成果は、中堅・中小企業、小規模事業者や地域経済に波及しつつあり、それが全国津々浦々まで広がり、中長期的な地域経済の展望を見いだせるよう、しっかりとした対応（「ローカル・アベノミクス」）を行うことが必要である。

3. 「創造と可能性の地」としての東日本大震災からの復興

被災地の復興なくして、日本の再生はない。震災から3年以上が経ち、地震・津波からの復興では、住宅再建等の工事が本格化し、また、福島復興・再生では早期帰還や長期避難者の生活拠点の形成に向けた各種事業が本格化するなど、復興も新たなステージを迎えつつあり、引き続き復興の更なる加速を図る。

このため、現場主義の徹底と併せて、復興庁の司令塔機能を発揮するとともに、「集中復興期間」における復興財源を確実に確保し、復興関連予算については迅速かつ柔軟な執行を行う。その際、「流用」等の批判を招くことがないように、引き続き使途の厳格化を図る。

また、復興の新たなステージに応じて、復興庁のみならず政府全体の施策を活用し、

¹¹ 「研究開発力強化法」（平成20年法律第63号）において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することと定義されている。

¹² 革新的技術シーズの事業化、技術シーズ創出力の強化、人材育成・流動化等を総合的・戦略的に進める仕組み。

¹³ 付加価値生産性とは、一単位の生産要素が生み出す付加価値を示す。

住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、健康・生活支援、福島の再生・復興に引き続き取り組む。

人口減少・高齢化が進む中での地域社会の在り方を最も鋭く問題提起しているのが、東日本大震災の被災地であり、復興を単なる原状復帰にとどめるのではなく、震災復興を契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える問題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性のある未来社会」としての「新しい東北」を創造する¹⁴。

あわせて、原子力災害からの復興・再生については、除染・廃棄物処理・中間貯蔵施設の整備を加速し、長期避難者のための支援策、早期帰還支援策等を引き続き推進するとともに、住民の帰還意向や地域経済の将来ビジョン¹⁵、復興の絵姿を踏まえた地域づくりの検討を推進する。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策について、東京電力のみに任せるのではなく、国が前面に立ち、全力を挙げて取り組む。あわせて、陸域・海域における放射線モニタリングや風評被害対策を着実に実施する。

4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

（「人口急減・超高齢化」¹⁶の克服）

デフレ脱却・経済再生の先に、もう一つ超えなければならない高いハードルがある。現在の日本は、「人口急減・超高齢化」へ確実に向かっている。この流れを変えなければ、持続的・安定的な成長軌道に乗っていくことはできない。

人口急減・超高齢化の流れを変えることは容易でなく、流れが変わっても効果が現れるまで長期間を要する。人口急減・超高齢化の流れを変えられない場合には、経済規模が収縮し、縮小スパイラルに陥るおそれがある。そこに至っては、もはや回復は困難となろう。従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、福祉分野以外にも、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制など、あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020年を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている。

希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識が大きく変わり、2020年を目途にトレンドを変えていくことで、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することができると見込まれる。

¹⁴ 『「新しい東北」の創造に向けて（提言）』（平成26年4月18日、復興推進委員会）

¹⁵ 「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」（平成26年6月23日、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）

¹⁶ 現在の人口減少数は年平均16万人程度、高齢化率は25%程度。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によれば、25年後には、人口減少数は年平均100万人程度、高齢化率は35%超程度になると見込まれる。ここでは、その通りに推移する状況を「人口急減・超高齢化」と呼ぶ。

(望ましい未来像に向けた政策推進)

人口急減・超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革・変革を進めていくことにより、以下のような道筋が描かれる。

- ① 人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す
- ② 経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出すことを通じて、成長を続ける
- ③ 年齢、性別に関わらず、意欲、個性や能力に応じて様々な形で活躍できる社会、制度、仕組みを構築する
- ④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があつて暮らし続けられる地域社会をつくる
- ⑤ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする

望ましい未来像とそれに至るまでの道筋を共有し、現在必要となる取組について、局所的な対応に陥らないよう、優先度に留意しながら、全体として推進していくことが重要である。デフレ脱却・経済再生に向けた動きを確実にするとともに、その先を見据え、社会保障制度と財政の持続可能性を確保しつつ、地域社会の再生、発展を可能とし、日本経済の持続的・安定的な成長を実現していく観点から、人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応にスピード感を持って取り組んでいく時である。とりわけ、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。

アベノミクスを始めとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について、引き続き各省が適切に連携しつつ内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

我が国の経済再生の進展に向け、①まずは現下の重要課題として、駆け込み需要の反動減の克服と景気回復の持続、経済の好循環の更なる拡大を実現し、②短期から中期にかけて本格的成長軌道への移行を図る。その上で、③中長期的に持続的・安定的な成長実現に向けた課題に取り組む。

本基本方針と『日本再興戦略』改訂 2014¹⁷⁾に基づいて、政府一体となって関連施策の実行に取り組む。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等¹⁸⁾（以下「東京大会等」という。）は、日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスとして、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む。

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(1) 女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに¹⁹⁾、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

ジョブ型正社員、短時間正社員など多様な正社員の普及やテレワークの推進に取り組むとともに、労働時間に関する意識改革への取組や働いた成果が適正に評価されるような仕組みへの改善を支援する²⁰⁾。

また、国家公務員についても、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組むこととし、職員のワーク・ライフ・バランスも一体的に推進する。

¹⁷⁾ 『日本再興戦略』改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

¹⁸⁾ 2019 年に開催される「ラグビーワールドカップ 2019」を含む。

¹⁹⁾ 「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

²⁰⁾ その他、長時間労働の是正のための監督指導の強化や制度見直しなど「働き過ぎ」の防止を強化、健康管理の強化等。

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

経済成長の源泉は「人」であり、経済再生のためにも教育再生が重要である。「教育基本法」²¹の理念の実現に向け、教育再生実行会議の提言を踏まえつつ、「第2期教育振興基本計画」²²等に基づき、学制改革に関する検討を進めるなど、総合的に教育再生を実行する。

世界トップレベルの学力と規範意識の達成を目指すとともに、知識だけでなく、思考力・判断力・表現力など社会を生き抜く力、我が国の伝統や文化についての理解、社会の責任ある一員として必要な公共心の養成を行う²³。今後、少子化が更に進展する中、教育の「質」をより重視した取組を強化する。そのため、少子化の見通しも踏まえ教職員の計画的採用を進めつつ、教職員の質的向上や指導力の強化を推進する。学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。また、専門人材やICTの活用等により効率的に教育の充実を図る。

大学の徹底した国際化²⁴、理工系人材の育成、教育研究基盤の確立などにより、グローバル化等に対応する人材の養成を行うとともに、大学改革を推進する。国立大学法人について評価と運営費交付金の配分の在り方を抜本的に見直し、教育研究の質の向上に努力した大学に対して重点的・戦略的配分を行う仕組みを検討する。また、大学による厳格な成績評価や卒業認定の厳格化を進める。さらに、学生の教育費負担に配慮しつつ、産業界・大学双方の連携により奨学金等の支援拡充や授業内容の充実を図るとともに、各国立大学が一定の範囲内で授業料を適切に設定して教育研究の質の向上を図る取組や、各大学における授業料免除などの学生支援の取組等を充実する。地域の大学において、各地域の得意分野を活かす優れた教育研究拠点を創設・選定し、特色ある人材育成を図る。また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

(スポーツ・文化芸術の振興)

スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進するとともに、スポーツ庁の設置など行政組織の在り方について政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮した検討を行う。

また、文化芸術立国を目指し、地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組

²¹ 「教育基本法」(平成18年法律第120号)

²² 「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)

²³ 英語教育・理数教育・ICT教育・道徳教育・特別支援教育の強化や海外子女教育、都市と農山漁村の教育交流の推進等。

²⁴ 英語による授業の促進、文系・理系の垣根のないリベラル・アーツ教育の強化等に加え、官民協力による若者の海外留学環境の整備、外国人留学生の受入れを推進。

む様々な主体との適切な連携の下、観光等他の分野との協働や産業振興等の視点も踏まえつつ、「日本遺産（Japan Heritage）」など魅力ある日本文化の発信、子どもの文化芸術体験機会の確保、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用・継承等に取り組む。

(3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進

(若者等の活躍促進、再チャレンジ支援)

労働需給が改善している現況を好機ととらえて、以下の取組を強力に進める。

若者等の活躍を促進するため、現状を踏まえた総合的な若者対策について法的整備の検討も含め強力に推進するとともに、就職・採用活動時期変更の円滑な実施に向けて必要な取組を進める。²⁵

一旦失敗するとやり直すことが容易でない現状を改善し、複層的、複線的に多様な再チャレンジの機会を確保し、一人ひとりが活躍していくことができる環境を労使など関係者で議論し整備していく。非正規雇用労働者の教育訓練機会の確保、処遇改善、不本意非正規の正規雇用化等を進める。また、起業等に繰り返し挑戦できるよう支援を充実する。協力雇用主への支援を含む刑務所出所者等に対する就職支援等²⁶を推進する。

さらに、ユニバーサル社会の実現に向け、障害者については、職場定着などの就労支援を始めとした社会参加支援の充実、障害者の文化芸術活動の振興など活躍できる環境整備を推進する。

(生涯を通じて能力発揮できる人材育成、労働市場インフラ整備と人材不足への対応等)

新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充²⁷、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の拡充、ライフステージに応じたキャリア転換の支援など、自らの専門性を高める能力開発を行うことができる環境整備を進める。また、親の経済力や養育環境とは独立した形で、全ての子どもは様々な能力を伸ばす多様な機会が確保された社会とするため、子どもの貧困対策に関する大綱を策定し、官民が連携して子どもの貧困対策を推進することなどにより、格差の再生産を回避していく。

さらに、労働市場のインフラ整備を進める²⁸とともに、医療・福祉、建設業、運輸業、造船業等の人材不足が懸念される分野における人材確保・育成対策を総合的に推進する。あわせて、雇用保険制度、求職者支援制度による重層的なセーフティネットの構築を進めるとともに、中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。

²⁵ キャリア教育・職業教育の充実、新卒者の就職支援の強化やフリーター・ニートの就労支援の充実、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実・強化、ひきこもりに対する支援の推進等。

²⁶ 受刑者等に対する職業訓練等を含む。

²⁷ 再就職希望の女性、退職を控えた社会人再教育、非正規・無業者等の再教育・職業訓練等。

²⁸ 職業能力評価制度の構築による専門性や能力の可視化、ICT活用によるマッチング機能の強化等。

(4) 少子化対策

人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいべき現状を突破していかなければならない。出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実する²⁹。さらに、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域のかも視野に入れ、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討する。

新たな少子化社会対策の大綱を平成 26 年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成 27 年 4 月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。また、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に国と地方自治体、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じ連携した取組を推進するとともに、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全ての関係者が少子化危機突破の認識を共有するための取組を進める。加えて、児童虐待防止対策を進める³⁰。

(5) 健康長寿を社会の活力に

高齢者の健康寿命を延伸し、その経験、能力を活かしていくことができる社会を実現していくことが必要である。希望する人は 70 歳まで働ける環境整備も検討課題である。それは、人口が減少する中で必要な労働力を確保していくことにつながる。このため、高齢者の就労支援やボランティア活動の推進等により、高齢者が地域社会に参画しやすい場づくりなど生涯現役社会に向けた環境整備を推進する³¹。

同時に、規制改革等を通じて民間活力を発揮させ、健康関連分野における多様な潜在需要を顕在化させることで、経済成長の活力としていく³²。

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(1) イノベーション

新たに改組した総合科学技術・イノベーション会議の下で、2020 年代から 2030 年を

²⁹ 産科医の確保支援等を含む。

³⁰ 誰もが児童相談所に相談しやすい環境づくりを進めるなど。

³¹ その他、医師が出す指導・助言に基づく運動・食生活の指導サービス、簡易な検査（測定）等を含めたセルフメディケーションや予防・健康増進活動等について、ICTを活用した産業化を積極的に推進する。

³² 国民皆保険を堅持した上で、保険外併用療養費制度の拡充（国内未承認医薬品等の迅速な使用）を行う。また、医療・介護等を一体的に提供する「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の具体的内容及び大学附属病院がそれに参画する場合に必要な大学附属病院と大学の別法人化等について検討する。

視野に入れた「科学技術イノベーション総合戦略2014」³³を強力に推進し、革新的技術シーズを事業化に結びつける橋渡し機能強化、技術シーズ創出力の強化、人材育成・流動化、「特定国立研究開発法人（仮称）」制度の可能な限り早期の創設等を戦略的に実施する。特に、「事業化の壁」の打破を重視して取り組む³⁴。また、世界最高の「知的財産立国」を目指し、人材育成を進めつつ、企業等におけるイノベーションを促す知的財産戦略や標準化戦略を推進する。

さらに、国家戦略特区を突破口とする大胆な規制・制度改革、「起業大国」等を目指したリスクマネー供給力の強化等を通じて、産業の新陳代謝・若返り、起業・新規ビジネスの創出・拡大を促し、ダイナミックな産業構造の変革を起こして、多種多様な新たな価値を不断に創出する。特に、民間投資の活性化と中長期の安定した投資を促進³⁵することにより成長資金の供給拡大を図ることとし、関係省庁が連携して具体的な検討を進める。また、イノベーションの核となるICTの利活用を強力に進めるため、「世界最先端IT国家創造宣言」³⁶の取組を着実に進めるとともに、官民オールジャパン推進体制の構築と国家戦略特区等との連携を通じて、「スマート・ジャパンICT戦略」の展開を図る。

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

（2）コーポレートガバナンス

経済の好循環の観点から、グローバルな競争に直面する企業では、持ち合い株式の議決権行使の在り方の検討、独立社外取締役の在り方の検討・導入促進などのコーポレートガバナンスの向上により、また、地域において雇用を創り出す企業では、地域金融機関等による経営支援等により、それぞれ、稼ぐ力の向上が図られ、賃金や配当を始めとした様々な経路を通じて、多様なステークホルダーに適切に還元がなされることが重要

³³ 「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）

³⁴ 未利用特許権の活用促進や、研究機関を核としたニーズ、資金、人材、知識を結集する取組等。

³⁵ NISAの普及、日本版スチュワードシップ・コードの普及、上場インフラ市場の整備、民間エクイティ資金やメザニン・ファイナンスの活用、中長期融資の供給促進、社会的責任投資の拡大等。

³⁶ 「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定 平成26年6月24日改定）

である。健全かつ力強い企業を生み出すための環境整備を図る。

(3) オープンな国づくり

経済再生に向け、我が国企業のグローバル市場開拓を促進するとともに、観光立国の実現を図り、国境を越えヒト、モノ、カネ、情報の交流を拡大し、多様性や様々なつながりが生まれる中で連続してイノベーションを起こす。

(外へのグローバル化)

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA、日EU・EPA等の経済連携交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。これらを通じ、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、我が国が中核的な役割を果たす。

さらに、我が国企業のグローバル市場開拓を促進するため、官民連携によりODA等も活用したインフラシステムの輸出、航空・宇宙・海洋産業の振興、中堅・中小企業、小規模事業者、サービス業の海外展開の支援、クールジャパンの推進³⁷等を促進する³⁸。

(内なるグローバル化)

2020年における対日直接投資残高倍増目標実現のため、「対日直接投資推進会議」において、投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、関係会議と連携しながら、規制改革など、必要な制度改革等の実現を図る。また、グローバル人材の育成及び多言語対応の強化³⁹等を行うほか、国際金融センターとしての東京市場の地位を確立するための施策を推進する。

外国人材の活用は、移民政策ではない。基本的な価値観を共有する国々との連携を強化する。優秀な研究者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、制度本来の目的を踏まえ、国の関与の強化により適正化を図り、実習期間の延長等の拡充を図る。外国人材については、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区の枠組みの中で十分な管理体制の下で活用する仕組みや、製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ等の検討を進める。

(4) 資源・エネルギー

エネルギーのコスト上昇や供給不安が、新たな投資や雇用の拡大を阻害し、経済の制約となる。現在問題となっており、また、中長期的にも展望されるエネルギーコスト高

³⁷ 日本食・日本産酒類、コンテンツの輸出や文化の創造・発信等。

³⁸ その他、経済協力の戦略的な活用、グローバル化を支える人材の育成、我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援、二国間金融協力、金融機関の国際展開支援、新興国戦略の深化等を推進する。

³⁹ 日本法令の外国語訳の推進等に取り組む。

への対策を早急に講じ、資源・エネルギーを安価かつ安定的に確保する。このため、省エネ投資を始めとする徹底した省エネの推進⁴⁰のほか、老朽火力発電所の更新時等における高効率火力発電（石炭・LNG）の活用、電力・ガスシステム改革の推進、資源外交等による供給源の多角化、石油・LPガスサプライチェーン等の維持・強化の促進⁴¹等に取り組む。

原子力発電所に関しては、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、その安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発、核不拡散の取組、高温ガス炉など安全性の高度化に貢献する技術開発の国際協力等を行うとともに、こうした分野における人材育成についても取り組む。

また、メタンハイドレート等の国産の海洋資源開発の推進等を行う。

再生可能エネルギー⁴²については、中長期的な自立化を目指して導入を促進する。固定価格買取制度の安定的かつ適切な運用、新たに設置される広域的運営推進機関により策定される計画に基づく地域間連系線等の系統強化、戦略的な研究開発や標準化等を着実に進めるとともに、固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度に関し、最大の導入の促進と国民負担抑制を両立させる観点から総合的に検討し、必要な措置を講じる。

エネルギーミックスの将来像を、再エネの導入状況、原発再稼働の状況、地球温暖化に関する国際的議論等を見極めつつ、速やかに示す。

（5）規制改革

ダイナミックな産業構造の変革のため、企業、NPOなど事業者の創意工夫を阻む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を開花させることで、ビジネスチャンスの創出・拡大等を図ることが重要である。これらの実現に向け、経済環境の変化や新技術の開発等に応じたきめ細かな規制の見直しを進めていく。

特に、健康・医療産業の発展、多様で柔軟な働き方の実現、新しい事業の開拓、農業の成長産業化の促進、対日直接投資の促進等を重視して推進する。

こうした規制改革の取組に当たっては、国民への多様な選択肢の提供、安全性のより効率的な手法での確保、事前規制から事後チェックへの転換等の観点も踏まえ、「規制改革実施計画」⁴³において決定した改革事項を着実にフォローアップしていくとともに、

⁴⁰ その他、スマートグリッドによるエネルギー利用効率の向上等。

⁴¹ 災害に強い電力・ガスシステムの構築を含む。

⁴² 太陽光、風力、地熱、水力、木質バイオマス等を指す。

⁴³ 「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）

規制所管府省が主体的・積極的に規制を見直すシステムを構築する。

また、平成 27 年度までの 2 年間で集中取組期間とし、国家戦略特区に関する取組を加速化する。

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(1) 「新しい東北」の創造

「新しい東北」の将来像として、①元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会、②「高齢者標準」による活力ある超高齢社会、③持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）、④頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会、⑤高い発信力を持った地域資源を活用する社会、の 5 つの社会の実現を目指す。

この「新しい東北」の創造に向けた新しい理念や目標像の提示により創出される地域社会や地域経済についての新たな需要も取り込み、域外から所得を得る「地域基幹産業」の成長と、暮らしと雇用を支える産業のバランスのとれた発展を目指す。このため、民間の活力をベースに、一般施策として行う地域活性化策や産業振興策も含め、復興庁のみならず政府全体の施策を活用して、自律的で持続可能な地域経済の再生を進め、「新しい東北」の創造と経済再生との好循環を図る⁴⁴。

こうした好循環の実現に当たっては、官民の幅広い関係者が連携する仕組みづくりが重要である。具体的には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下、「新しい東北」先導モデル事業等による先進的な取組の加速化と、復興交付金（効果促進事業）等を活用した被災地での横展開のほか、企業等からの人材派遣を始めとする人材面の支援、起業や新規事業の立ち上げに向けたアドバイス等の支援、被災地における投資を促進する仕組みづくり等に総合的に取り組む。

(2) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組

東京大会等は、参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興、環境技術と科学技術イノベーションの発信等⁴⁵に資することを重視して取り組む。

東京大会等を契機として、スポーツを通じた街おこしやバリアフリー対応、大都市等の安全・安心対策を推進する。東京大会等に向けて、国内外へのオリンピックムーブメントの推進を通じた国際貢献や寄附の促進、障害者スポーツの推進、文化プログラムの実施に向けて全国の自治体等と連携した取組を行う。また、観光資源の掘り起こしや、日本ブランドを活かした海外発信等の取組を加速し、2020 年に向けて、訪日外国人旅

⁴⁴ 「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」（平成 26 年 6 月 10 日、産業復興の推進に関するタスクフォース）

⁴⁵ 全国各地の自治体が参加する「ホストシティ・タウン構想」や、東京都との協定に基づく防災対策を着実に推進する。

行者数 2000 万人の高みを目指す⁴⁶。

そのためには、LCC（低コスト航空会社）の地方空港乗り入れ等の大幅増加が必要であり、東京大会等が開催されることを見据えて、訪日外国人旅行者数の増加に対応できるように、計画的に、地方空港・港湾を含めた税関・出入国管理・検疫（CIQ）及び東京大会等の安全確保のために不可欠な関連情報の収集分析について、必要な物的・人的体制の整備を進める。

2020 年までにアイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。

関連する施設整備については、2020 年以降の活用方法等も考慮し、必要性、手法等を精査し、官民連携の都市再生、地域再生への横断的な取組と将来を展望した計画的な対応を推進する。

（3）観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化 （地域活性化）

アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させるとともに、地域の発意を活かし魅力ある地域づくりを進めることで、地域産業を活性化し、地域経済での好循環の実現を図る。このため、各省施策の連携による「地域活性化プラットフォーム」を進めるとともに、「地域の元気創造プラン」を強力に推進し、産・学・金・官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出や、分散型エネルギーインフラ・プロジェクト⁴⁷の産業化を目指した全国展開、公共クラウド⁴⁸の本格運用による地域の魅力あるデータの発信等を行う。

地域の自立的な発展を強化していく上で、重要な役割を果たす地域金融機関について、地域に根差した企業の事業性に着目した融資や経営支援の能力向上を含め体質の強化を促すとともに、地域経済活性化支援機構等の機能を活用し、地域産業の再生や新陳代謝等を進め振興を図る。また、外部人材の知見を活用しU I Jターン⁴⁹を組み合わせた地域への人材還流を促す仕組みを拡充する⁵⁰。

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域⁵¹においては、近隣地域との調

⁴⁶ その他、東京大会等の開催等に伴う一時的な建設需要の増大に対応するため、建設分野の技能実習修了者がそれまでの間、建設業務に従事できる措置を講じる（「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」（平成 26 年 4 月 4 日、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議）。なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても、同様の緊急かつ時限的措置を講じる。無料公衆無線 LAN を始めとする訪日外国人の利用に対応した ICT 利用環境を整備する。

⁴⁷ 再生可能エネルギーや地域でのガス発電と余熱を利用するシステムの導入等により、自立的で持続可能な災害に強い地域エネルギーシステムを構築するとともに、電力改革で開放される新たな市場を地域経済に組み込むもの。

⁴⁸ 地方自治体の情報システム基盤とクラウド技術を活用して、システムの統合化・集約化を図り、行政データを公開することを通じて、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラ。

⁴⁹ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

⁵⁰ 具体的には、地域活性化プラットフォームの推進体制の整備、「地域おこし協力隊」の拡充等を進める。

⁵¹ 条件不利地域は、国土の保全などについて重要な機能を果たしているとの指摘がある。

和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進⁵²し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。

地域経済において観光分野は成長可能性が高い分野であり、需要面と供給面の双方向から取組を進める⁵³。「休み方」の改革について検討を進め、有給休暇を活用した秋の連休の大型化等を促進する。本年6月に決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」⁵⁴を着実に実施するとともに、「交通政策基本計画」⁵⁵を策定・推進する。広域的な高速交通ネットワーク⁵⁶の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。

地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく⁵⁷。

(都市再生等)

コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、都市機能の集約を含めた都市再生や地域公共交通網の再構築、中心市街地の活性化を推進するとともに、子育てしやすく高齢者の暮らしやすい住宅・まちづくり、無電柱化などの景観や防災に配慮したまちづくり⁵⁸や、開かずの踏切の解消等に向けた取組のほか、環境モデル都市等の持続可能な地域づくりを推進する。

東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備など、都市再生等を戦略的に推進する。

地域間の機能分担・連携等を推進する。定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。また、地価公示の充実、中古住宅・リフォーム市場の活性化等を図る。

(沖縄振興)

成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、

⁵² 「小さな拠点」づくりや「集落ネットワーク圏」の形成等。

⁵³ 有給休暇取得促進や外国人旅行者拡大のための環境整備、広域観光の促進、観光産業の振興等。

⁵⁴ 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」（平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定）

⁵⁵ 「交通政策基本法」（平成25年法律第92号）第15条に基づき策定される計画。

⁵⁶ 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。

⁵⁷ 東京大会等に向けた取組を含む。

⁵⁸ その他、都市の緑の空間の確保、都市農業の振興、廃業店舗の放置の解消等。

沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。国家戦略特区の指定や那覇空港の滑走路増設も踏まえ、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学（OIST）の規模拡充に向けた検討や、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。また、西普天間住宅地区への高度な医療機能の導入⁵⁹を始めとする駐留軍用地の跡地利用の推進を図る。

（地方分権改革の推進等）

個性を活かし自立した地方をつくるため、従来からの課題への取組に加え、地方の発意と多様性を重視し、個々の地方公共団体から募集した改革提案の実現を図る⁶⁰ことで、地方に対する権限移譲及び規制緩和等を力強く推進する。あわせて、これまでの改革の成果を国民が実感し、主体的に地方行政に参画する機運を醸成するため、SNSの活用や全国シンポジウムの開催等による情報発信を強化する。道州制について、道州制に関する基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

（長期的な観点からの取組）

人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応は、地域において特に重要な課題であり、そのための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。長期的な視野に立った地域活性化に向けて、地方自治体それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう、土地利用やインフラ整備、教育など行政サービスの提供の在り方、政策手段などの大胆な見直しに着手する。

地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。若者等が地域で活躍を続ける社会を形成し、大都市圏から地方への人の流れを創出する。地方での暮らしを望む大都市の高齢者が地方の医療・介護サービス等を利用しつつ生活しやすい地域づくりを推進する。

また、地域の合意形成の下での都市機能の集約や地方中枢都市圏⁶¹等の形成等⁶²を図り、行政サービスの集約と経済活動の活性化を実現する。その際、集約・統廃合等に伴う除却に係る諸コストを賄う地方債の積極活用を促すとともに、都市再生を妨げる障害を除去し、集約の取組を加速させる。また、地域金融を含む地域経済の活性化を通じて地域の資金循環や社会的責任投資等に係る市場の拡大を図る。

人口減少、巨大災害の切迫など、近年の我が国の国土を取り巻く状況の変化を踏まえ

⁵⁹ 琉球大学医学部及び同附属病院の移設を含む。

⁶⁰ 提案募集方式、手挙げ方式の導入。

⁶¹ 地方圏における県庁所在都市や中核的な都市と社会的、経済的に一体性を有する地域。

⁶² その他、公的資産の効率的マネジメント（ハード面のアセット・マネジメントとソフト面を含むファシリティ・マネジメントの両面での効率化を含む）、地域公共交通ネットワークの再構築等を図る。

て新たな「国土のグランドデザイン」を策定し、これも踏まえて、国土形成計画を見直す。また、都市部の地籍整備、G空間情報⁶³の活用を推進する。

(4) 農林水産業・地域の活力創造

攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。こうした基本的な考え方の下、改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」⁶⁴を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。また、同プランで示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本計画を見直す。

イノベーションによる農業の成長産業化の推進、輸出拡大、食の安全の確保、6次産業化の加速、担い手への農地集積・集約化、企業、新規就農者など多様な担い手の育成・確保⁶⁵、生産基盤の整備等により畜産・酪農を含む農業の競争力強化を進める。また、経営所得安定対策の見直しを着実に進めること等により、食料安全保障の確立等を図る。

活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、農観連携、集落間連携等を進める。

森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。水産業については、浜ごとの特性等を踏まえた資源管理、持続可能な漁船漁業・養殖業の展開、消費・輸出拡大等を図る。

(5) 中堅・中小企業、小規模事業者の躍進

中堅・中小企業とりわけそのうちの約9割を占める小規模事業者は、地域の経済社会・雇用を支える重要な存在である。中堅・中小企業、小規模事業者の更なる躍進を促すため、新事業展開の促進、IT活用等による国内外での販路開拓、海外への事業展開、人材確保、地域資源を活用した事業展開⁶⁶、若者・女性を中心とした創業促進、商店街の活性化、地域の多様な関係者との広域的ネットワークの形成、中核企業や産学官連携による開発等に対する支援の充実を図る⁶⁷。特に、国際展開に優れ、我が国経済の牽引役となる企業（グローバルニッチトップ企業）への支援に取り組む。また、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」の観点から、事業承継やM&Aに係る支援を行う。小規模事業者については、「小規模企業振興基本法」⁶⁸に基づき、販路開拓支援を始めとする総合的かつ計画的な施策を推進する。あわせて、消費

⁶³ 地理空間情報（地図や空中写真など、位置に関連付けられた様々な情報）

⁶⁴ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）

⁶⁵ 「緑の雇用」施策等を参考にした育成・確保を図る。

⁶⁶ 地域資源を活用した「ふるさと名物」の推進等に取り組む。

⁶⁷ これまでの施策を検証し、ドイツの「フラウンホーファー研究機構」の果たしている役割も参考にする。

⁶⁸ 「小規模企業振興基本法」（平成26年6月20日成立）

税率引上げに伴う消費税転嫁対策について、引き続き万全の対応を進める。また、金融機関が保証や担保等に必要以上に依存することなく、事業性を重視した融資等の取組が十分なされるよう⁶⁹、監督方針や金融モニタリング基本方針等を適切に運用するとともに、金融機関による「経営者保証に関するガイドライン」⁷⁰の活用を促す。金融機関におけるこれらの対応状況を踏まえつつ、信用保証について不断に制度の見直しを行う。

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 戦略的外交の推進、安全保障・防衛等

(戦略的外交の推進・戦略的対外発信)

「地球儀を俯瞰する外交」を展開し、力強い経済外交と積極的平和主義を推進する。その中で、戦略的対外発信、経済外交の推進、ODAの適正・効率的かつ戦略的活用、ODA卒業国への支援スキームの検討や人的貢献の充実も含めた国際貢献の推進、資源・エネルギーの確保、在留邦人・在外企業の安全確保等に取り組む。そのために、人的体制・在外公館等の物的基盤の整備の推進も含め、総合的外交力を高めていく。

特に、戦略的対外発信については、真に日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信に向けて、海外の広報文化外交拠点の創設を検討するとともに、官民の知的拠点も活用し、広報文化外交や日本語教育の推進などにより、その取組を強化する。

(安全保障・防衛等)

「国家安全保障戦略」⁷¹を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させる。国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等を強化し、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めつつ、一層戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」⁷²及び「中期防衛力整備計画」⁷³に基づき、抑止力及び対処力を高めるべく、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。その際、人事制度改革の着実な推進や、防衛生産・技術基盤の強化、規格の共通化、ライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化などの調達改革の一層の加速を図るとともに、基地対策等を含めPDCA⁷⁴サイクルの一層の活用等を通じて経費の効率化を図る。

⁶⁹ 経済産業省において、地域金融機関が事業性を踏まえた融資判断をする際に活用できる技術評価の仕組みの構築等に取り組む。

⁷⁰ 「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日、経営者保証に関するガイドライン研究会）

⁷¹ 「国家安全保障戦略」（平成25年12月17日閣議決定）

⁷² 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日閣議決定）

⁷³ 「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」（平成25年12月17日閣議決定）

⁷⁴ 計画（Plan）－実施（Do）－点検・評価（Check）－施策の改善（Action）のサイクルのこと。

(2) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」⁷⁵を踏まえ、府省横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）の取組を推進する。

同法の目的並びに脆弱性評価等を踏まえて本年6月に策定された「国土強靱化基本計画」⁷⁶及び「国土強靱化アクションプラン」⁷⁷に基づき、国・地方あるいは官民の役割を明確化するとともに、重点化・優先順位付け、ハード・ソフトの対策の組合せ、非常時と平常時における施設の効果的な共用、民間の活力の活用、費用対効果の的確な評価やPDCA等により、重点的・効率的に推進する。

それぞれの地域における取組が推進されるよう、地方公共団体における国土強靱化地域計画の策定・実施の取組を支援・促進する。

「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」⁷⁸、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」⁷⁹、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」⁸⁰等に基づく大規模災害対策等の防災・減災の取組を推進する。

地域防災力の充実強化を消防団を中核としつつ推進する。

また、原子力災害・モニタリング対策の充実・強化を引き続き推進する。

(3) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）

(治安・司法・危機管理等)

良好な治安を確保するため、『「世界一安全な日本」創造戦略」⁸¹に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、テロ対策・カウンターインテリジェンス、組織犯罪対策、密輸対策、ストーカー、配偶者暴力、特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を講ずるとともに、治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化、海洋の安全確保、危機管理機能の確保、保護司を支える基盤の強化を含む矯正・保護等の再犯防止対策、総合法律支援等頼りがいのある司法の確保、死因究明体制の強化⁸²、交通安全対策、サイバーセキュリティの確保、宇宙インフラの整備・活用、水資源の安全確保等を推進する。

(消費者行政の推進)

消費者の安全・安心を確保するため、食品表示等の適正化・充実、消費者被害防止対

⁷⁵ 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）

⁷⁶ 「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）

⁷⁷ 「国土強靱化アクションプラン2014」（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）

⁷⁸ 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定）

⁷⁹ 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月28日閣議決定）

⁸⁰ 「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）

⁸¹ 『「世界一安全な日本」創造戦略』（平成25年12月10日閣議決定）

⁸² 「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）に基づいて取組を進める。

策、消費者被害回復の取組、消費生活協力員等の地域のリーダー育成、風評被害対策、物価モニター調査等の消費市場・物価関連対策を推進する。

(4) 地球環境への貢献

世界の温室効果ガスの削減を始めとする地球環境問題の解決に向けて、「攻めの地球温暖化外交戦略」⁸³を着実に実施し、水素エネルギー技術を含む革新的環境エネルギー技術の開発、二国間オフセット・クレジット制度等による技術の普及、官民併せた途上国支援、IRENA（国際再生可能エネルギー機関）等の更なる活用等の取組を推進するとともに、COP20⁸⁴等に積極的にかかわる。

地球温暖化対策として、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」⁸⁵と同等以上の取組の推進を図る⁸⁶とともに、再生可能エネルギーの着実な拡大及びそのために必要な基盤整備⁸⁷、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、気候変動の影響に対する適応策、森林吸収源対策等に取り組む。また、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。

循環型社会と里地里山・里海の保全等による自然共生社会の実現、日中韓の技術支援協力等の微小粒子状物質（PM2.5）対策等の安全・安心な環境等に向けた取組を推進する。

⁸³ 「攻めの地球温暖化外交戦略」（平成25年11月15日地球温暖化対策推進本部報告）

⁸⁴ 国連気候変動枠組条約第20回締約国会議

⁸⁵ 「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日閣議決定）

⁸⁶ 「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）

⁸⁷ 固定価格買取制度の適正な運用、系統強化、規制の合理化等。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

経済再生なくして財政健全化はない。また、財政健全化なくして経済再生はない。このため、経済再生と財政健全化の好循環構築が不可欠である。財政健全化については、歳出・歳入両面の最大限の努力により、現下の著しく悪化した財政状況が経済再生の進展を損なうことがないようにするとともに、高齢化に伴って裁量的経費が相対的に縮減していく中で、より効果的に成長・発展に資する歳出となるよう重点化・効率化を図る。歳入面でも、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいく。

少子高齢化の急速な進行、団塊の世代の更なる高齢化、家計貯蓄率の低下や経常収支黒字の縮小が想定される中で、持続可能な財政と社会保障の構築は必要不可欠である。経済再生、財政健全化と持続可能な社会保障の同時達成を目指していく。

(当面の財政健全化目標に向けて)

上記の考え方の下、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

「中期財政計画」にのっとり歳出の徹底した重点化・効率化などの収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指す。

2020年度の基礎的財政収支の黒字化⁸⁸に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるよう検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能なきにはできる限りの改善を図る。

また、人口高齢化等を背景として増大する社会保障については、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な制度の確立に向けて着実に取組を進める。社会保障以外の支出については一層の重点化・効率化を進め、できる限り抑制する。

経済財政諮問会議においては、半年毎に、経済財政の動向の点検を行いながら、財政健全化の進捗状況を確認する。

こうした財政健全化に向けた取組を通じて、国債に対する信認を確保し、長期金利が急上昇するリスクに対応するとともに、家計や企業の財政に対する不安を払拭し、個人消費や民間投資の拡大を促していく。

⁸⁸ 本年1月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、良好な経済環境の下でも、2020年度に対GDP比1.9%程度（11.9兆円程度）の赤字が見込まれている。2020年度に向けて11.9兆円程度の赤字を解消するためには、6年間の単純平均で毎年2兆円程度の追加的な収支改善が必要とされる試算結果となっている。

(法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。(再掲)

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

歳出の重点化・効率化に当たっては、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある。ここでは、個別の歳出分野として国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、個別に基本的な考え方を示すが、他の分野においても、経済社会の構造変化に対応しつつ、歳出の重点化・効率化を進めていく。

(1) 社会保障改革

(基本的な考え方)

我が国の社会保障給付は、少子高齢化の更なる進行の中で、継続的に経済成長を上回るペースで増大しており、国民の負担の増大を抑制していくことが重要である。このため、国民のニーズに対応するための社会保障の機能強化を図りつつ、自助・自立のための環境整備を進める。国、地方公共団体、保険者等がそれぞれの役割を的確に果たすこと等により、医療・介護を中心に社会保障給付について、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく必要がある。その際、「自然増」について、高齢化による増加とそれ以外の要因による増加などその内容を厳しく精査していく。

その際、先進的に取り組んでいる地域の事例の横展開や各制度の横断的見直しの視点が重要である。特に、地域横断的な医療介護情報のICT化により「見える化」を進め、各地域の状況を比較した結果を踏まえて医療介護支出の効率化・適正化を図る。

世代間・世代内での負担の公平を図るため、負担能力に応じた負担を重視する制度への転換を進める。

(医療・介護提供体制の適正化)

医療提供体制については、関係者間での協議及び都道府県による実効性のある行政上の措置等を通じて、病床の再編等を含め、早急な適正化を推進する。その際、地域の医療需要の将来推計等の情報を基に各医療機能や在宅医療の必要量を含めた地域医療構想を策定し、病床数等の目標設定と政策効果の検証を行うとともに、中長期的な視野に立った工程管理を行う観点からPDCAマネジメントの実施を進める。こうした医療提供体制の再編と併せて在宅医療・介護を進める地域包括ケアの推進を図ることにより、患者がその状態に応じたふさわしい医療等を受けることができるようにするなど入院の適正化を図る。

また、平成 27 年の医療保険制度改革に向け、都道府県による地域医療構想と統合的な医療費の水準や医療の提供に関する目標が設定され、その実現のための取組が加速されるよう、医療費適正化計画の見直しを検討する。国において、都道府県が目標設定するための標準的な算定式を示す。

介護については、第 6 期以降の介護保険事業計画の策定等に当たり、上記の医療における取組と歩調を合わせつつ、市町村及び都道府県において 2025 年までのサービス見込量、給付費、保険料を推計し、中長期的な視野に立った工程管理ができるよう、PDCAマネジメントを行う。

地域医療構想や医療費適正化計画の策定等に当たっては、国は、都道府県・市町村において必要となる人材の養成、研修等の体制整備の支援を行う。

(保険者機能の強化と予防・健康管理の取組)

サービス提供の効率化や質の向上を図るためには、保険者機能の強化が欠かせない。

国民健康保険については、市町村との適切な役割分担を行いつつ財政運営等を都道府県が担うこととしていく中で、都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に判断することができる体制や、市町村の保健事業等に対する意欲を損なうことのない分権的な仕組みの構築について、平成 27 年通常国会への法案提出に向けて検討を進める。国保の医療費適正化への取組を支援する観点から、特別調整交付金を引き続き活用すると同時に、医療費適正化へのインセンティブを強化する観点から、後期高齢者支援金の加算・減算の仕組みの活用を検討する。

保険料負担については、世代間・世代内での公平を図る必要がある。後期高齢者医療の支援金について、被用者保険者間で負担能力に応じた負担とすることを検討する。加えて、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることや、医療保険制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに現役世代との均衡を図る観点から、高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する。

また、ICTの活用を更に進める観点から、各保険者が自らの被保険者に対して、レセプト・健診等のデータを利活用した後発医薬品の使用促進、かかりつけ医の協力を得て患者に対する意識改革を進めることによる頻回受診の抑制や、生活習慣病の早期治療

等による重症化予防、公的保険外サービスの活用を含む予防・健康管理の取組（データヘルス）を進める中で、医療費の効率化の効果等を指標とした評価を含めたPDCAサイクルの取組を促す。データヘルスの推進に当たっては、事業者の取組と連携すること等によりインセンティブを強めるなど、各保険者が主体的に保険者機能を強化し、効率化を図っていく仕組みとしていく。また、保険者が被保険者に対して、本人の予防・健康管理への取組に応じてインセンティブを付与する取組を推進する。地域保健・職域保健の連携を推進する⁸⁹。

また、離職・転職や結婚等によって国民（被保険者）が保険者の間を移動しても、保険者が当該被保険者の医療情報や健診情報を継続的に知ることができるよう、レセプトデータ等への社会保障・税番号等の番号の導入について検討を早急に進める。

（介護報酬・診療報酬等）

平成 27 年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。障害福祉サービス等報酬改定についても同様に取り組む。

また、今後の診療報酬改定に向けて、医薬品や医療機器等の保険適用の評価に際して費用対効果の観点を導入することや、医療提供者に対して良質かつ効率的な事業運営を促す報酬の在り方について検討する。

（薬価・医薬品に係る改革）

医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性・適正性について検証するとともに、診療報酬上の評価において、調剤重視から服薬管理・指導重視への転換を検討する。その際、薬剤師が処方変更の必要がないかを直接確認した上で一定期間内の処方箋を繰返し利用する制度（リフィル制度）等について医師法との関係に留意しつつ、検討する。

薬価については、平成 26 年度診療報酬改定において導入された、一定期間を経ても後発医薬品への適切な置き換えが図られていない長期収載品の薬価を見直す仕組みの効果や、後発医薬品の価格体系の変更による上市状況の変化等を検証しながら、薬価の適正化を図る。加えて、薬価計算の基礎となる市場実勢価格の早期形成を促し、その状況を的確に把握する。

薬価調査、更には薬価改定が2年に1度となっている現状の下では、医薬品の取引価格が下落しているにもかかわらず、保険からの償還価格が一定期間据え置かれているため、患者負担、保険料負担、公費負担に影響を与えている。

このような現状を踏まえ、調査・改定に係るコストにも適切に配慮しつつ、他の統計に与えている影響や市場価格形成の状況を勘案して、市場実勢価格を適正に反映できるよ

⁸⁹ がん検診の受診率向上等の観点からの市町村・保険者間の情報共有の在り方の検討を含む。

う、薬価調査・薬価改定の在り方について、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、その頻度を含めて検討する。

薬価の見直しに当たっては、創薬インセンティブを損なわないよう、薬剤給付費の適正化と先進的な創薬力の維持強化のバランスを踏まえた対応を行う。

また、セルフメディケーションが進むよう、医薬品の医療用から一般用への転用（スイッチOTC）を加速するための取組を具体的な目標を設定して推進する。後発医薬品については、諸外国並みの後発医薬品普及率を目指す。そのためにも、医師等への後発医薬品の品質等の情報提供や安定供給のための施策を推進する。

(年金)

年金については、マクロ経済スライドを着実に実施するとともに、財政検証の結果を踏まえ、マクロ経済スライドの在り方、短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大、高齢期における職業生活の多様性に応じ一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方、高所得者の年金給付の在り方や企業年金の活用促進等について検討する。国民年金保険料の納付率向上や厚生年金保険の適用促進に向けて、取組を推進する。

(生活保護・生活困窮者対策)

生活困窮者に対しては、「生活困窮者自立支援法」⁹⁰に基づく生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化に取り組む。生活保護を受給する高齢者世帯が増加しているため、高齢者に至る前の40歳代・50歳代の被保護者等の就労へのインセンティブを強化するとともに、被保護者等を取り巻く社会環境を整える。

生活保護の扶助費の約5割を占める医療扶助の適正化のため、被保護者に対する後発医薬品の使用促進に努めるとともに、自治体が保健指導を実施すること等により、被保護者の健康管理を支援し、医療機関受診の適正化を図る。

また、住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準が当該地域の類似一般世帯との間で平衡を保つため、経済実勢を踏まえてきめ細かく検証し、その結果に基づき必要な適正化措置を平成27年度に講じる。

(2) 社会資本整備

(基本的な考え方)

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する必要がある。

また、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図りつつ、人口減少・高齢化、財政制約の下、民間活力の最大限の発揮等による効率化を図りながら、マネジ

⁹⁰ 「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）

メントを重視した社会資本整備を計画的に推進することが求められる。

このため、集約・活性化、都市・地域再生等の観点からの社会資本の整備目標についての重点化・優先順位付け、インフラの利用の在り方、効果的・効率的な政策手段の在り方等について見直しを行い、以下の取組を推進する。

(民間能力の活用等)

民間の資金・ノウハウを活用し、できるだけ税財源によらずに効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、集中強化期間や数値目標を設定し（コンセッション方式について今後3年間で2～3兆円）、その実現に向けて国・地方が連携して取り組むことで、「PPP⁹¹／PFI⁹²の抜本改革に向けたアクションプラン」⁹³の実行を加速する。

コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入するとともに、道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を可能とする法律の改正を踏まえ、PPPを活用した具体的な事業実施に向け、民間投資を喚起する観点からの容積率の緩和等を含め、検討を加速する。地方公共団体へインセンティブとなるような官民連携効果の高い投資へ重点化する。

収益施設等を活用したPPP／PFI事業による維持管理・更新を推進するとともに、公営住宅分野において事業に先立ってPPP／PFIの導入を検討する地方公共団体の取組を推進する。

地方公共団体の取組を支援するため、国の体制を強化するとともに、国と地方公共団体が連携しつつ、地方公共団体におけるPPP／PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図る⁹⁴。

また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP／PFI市場への民間資金の流入を促進する。

地方公共団体におけるPPP／PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP／PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。

社会資本整備等を支える技術者、技能労働者等が不足することなく、中長期的な担い手として役割を果たせるよう、建設産業の海外展開の支援も図りつつ、技術者、技能労

⁹¹ Public Private Partnership 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすこと^いによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

⁹² Private Finance Initiative 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⁹³ 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）

⁹⁴ 官民連携体制の確立、民間資金等活用事業推進機構の活用による案件形成の強力な推進、民間提案等の促進に資する関連情報の提供に向けた環境整備、地域プラットフォームの形成促進、地方公共団体間のネットワークづくりやノウハウの共有など広域的な活用等。

働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、建設生産システムの省力化・効率化等を推進する。

(賢く使う観点からの取組)

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」⁹⁵に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」⁹⁶の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

(選択と集中、優先順位の明確化)

人口減少・高齢化や厳しい財政制約の下で、民需誘発効果や投資効率の高いインフラ、国際競争力を強化するインフラ（首都圏空港・国際コンテナ戦略港湾・首都圏3環状道路を始めとする大都市圏環状道路等）や国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等に資するインフラに重点化し、コンパクトシティ等による集約・活性化、インフラの維持管理・更新を効果的、効率的に実施する。地方は、誘導方策や都市計画の見直しを含めた集約・活性化の取組を進める。新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減に努める。

ハード・ソフトの対策に優先順位を付けてパッケージ化する戦略の実施やPDCAサイクルの中で社会資本サービスの事業・施策の必要性、優先順位、評価指標の進捗・達成状況を評価し、事業・施策に反映する仕組みを確立する。

⁹⁵ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

⁹⁶ 地方公共団体がそれぞれの公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定する計画。インフラ長寿命化基本計画においては、地方公共団体がインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定することが期待されており、「公共施設等総合管理計画」はこれに該当する。

(3) 地方行財政制度

(基本的な考え方)

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

(元気な地方を創るための取組の推進)

「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、相当の人口規模と中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携の取組を推進する。また、広域化に伴う役割分担や費用分担の成功事例を分析し、横展開を促進する。

地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援する。また、「ふるさと納税」の一層の拡充に向けて、手続の簡素化など地方公共団体と協力して取組を進める。

(地方財政改革の推進)

「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図る。

歳入については、地域再生の進展を確かなものとしながら、地方税の増収を図る。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る。

公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

「公立病院改革プラン（5か年計画）」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

(地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化)

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- ・ 公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図るなど地方財政について分かりやすい情報開示を更に進める。
- ・ 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。
- ・ 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。
- ・ 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

3. 公的部門改革の推進

(1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革

国・地方行政のIT化と業務改革を同時・一体的に推進するとともに、行政改革、公務員改革等を進めることを通じて、行政サービスの質の向上を実現し、効率的・効果的な公的部門を構築する。

① 行政のIT化と業務改革

IT総合戦略本部の下、「世界最先端IT国家」の実現に向け、内閣情報通信政策監（政府CIO）を中心に、工程表を取りまとめ、政府情報システムの徹底した運用コスト削減や、国・地方を通じたクラウド化の推進など情報インフラの合理化・再構築、オープンデータ⁹⁷の推進等の取組を進める。また、IT総合戦略本部の下に「eガバメント閣僚会議」⁹⁸を開催し、全府省が一致協力して、電子決裁の徹底・無線LAN/WEB会議等の活用による働き方の見直しや、社会保障・税番号制度導入・ICT投資に伴う業務改革等の取組を機動的かつ強力に進める。あわせて、業務改革方針の策定・推進等を通じて、業務遂行の効率化と生産性・行政サービスの質の向上を促進する。

② 行政改革

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」⁹⁹に基づき、独立行政法人が国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮し、業務の質と効率性を向上できるよう、法人運営の基本となる共通制度を平成27年4月から実施する。各法人の統

⁹⁷ 公共データの民間開放

⁹⁸ 「eガバメント閣僚会議の開催について」（平成26年6月24日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）

⁹⁹ 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）

廃合、特別会計の廃止等については「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」¹⁰⁰に基づき適切に対応する。

行政事業レビューについては、データや定量的な指標の更なる活用を通じ、客観性の視点を強化する。また、職員による自主的な改善の取組を人事評価に適切に活用することを含め、一層の取組を促していく。

内閣官房及び内閣府について、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、組織、仕組みの効率化・見直しを進める。

③ 公務員改革

内閣の重要政策に対応した戦略的人材配置を実現し、政府としての総合的人材戦略を確立するため、内閣人事局において幹部人事一元管理、女性の採用・登用促進、若手の育成等を実施するとともに、子育て等との両立支援などワーク・ライフ・バランスを推進する。

また、公務員が使命感や誇りを持って職務に取り組める環境を作りつつ、限られた人的資源の中で重要課題に対応できる体制整備を図るため、国家公務員の人事管理・総人件費等に関する基本的な方針を策定する。あわせて、機構・定員管理の基本方針を策定し、ICTの活用など業務改革の徹底等により、平成27年度以降5年で10%以上のペースでの定員合理化の取組と内閣の重要政策への重点的な再配置を行う。国・地方の公務員給与については「公務員の給与改定に関する取扱いについて」¹⁰¹に基づき適切に対応する。

(2) 財政の質の向上

諸外国における取組強化の動きも参考にしつつ、経済財政諮問会議のチェック機能や分析に基づく提案機能を強化する取組を進める。また、経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な分野について、関係府省と連携を図りつつ、取組状況を踏まえながら適時検討を行う。概算要求時や予算編成時において、政策評価、行政事業レビュー、予算執行調査等の成果を効果的に活用する。これらの取組を通じて、PDCAの更なる実効性向上を図り、効率的な資源配分を実施する。

経済財政に関わる各府省の計画については、その策定、改訂に当たって、マクロの視点から見た総合性、全体性を担保するため、経済財政諮問会議との連携を強化する。また、財政の透明性を確保するため、公共事業予算を始め、国・地方の財政データの分かりやすい情報開示を引き続き推進する。国の財務書類等の活用方法等の検討を進める。

事務事業の効率化と必要に応じた民営化や、業務フロー・コスト分析の活用など、公共サービス改革を推進する。社会保障・番号制度の円滑な導入及びその活用拡大、さらにはデータの利活用に向けて取り組む。

¹⁰⁰ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

¹⁰¹ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)

基金¹⁰²は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する。

¹⁰² 独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭。

第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方

1. 経済財政運営の考え方

(1) 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

我が国経済は、物価動向がデフレ状況ではなくなるなど、力強さを取り戻しつつある。消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減はこれまでのところ想定内という見方が多いが、反動減からの回復過程については、今後とも注視していく必要がある。早期に成長軌道に復帰させるため、引き続き三本の矢を一体的に推進し、平成25年度補正予算及び平成26年度予算について、実施率目標を踏まえ、早期執行に国・地方を挙げて全力で取り組む。さらに、供給面にも目配りしながら、所得の増加を伴う経済の好循環と民需主導の経済成長に向けた環境整備に取り組む。労働需給が改善する中、一部の業種では人手不足感の高まりが見られることに配慮する。こうした対応の下、平成26年度を通してみれば、堅調な内需に支えられた成長を続けると見込まれる。

平成27年度においても、世界経済の回復が期待される中、上述の経済財政運営の考え方に基づく施策の推進により、民需に支えられた、雇用や所得の増加を伴う成長が続くことが期待される。ただし、先行きのリスクとして、金融資本市場の動向、アジアの新興国等の経済動向、電力供給の制約等があることに留意する必要がある。

日本銀行には、2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

(2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組

相互に関連する経済と財政について、定量的な分析や試算を活用しつつ、中長期的に一体的かつ整合的に展望し、政策運営や制度改革等を検討することが重要である。こうしたことから、毎年度の予算は、経済再生と財政健全化の双方を実現する道筋を踏まえて、編成される必要がある。

平成27年度は基礎的財政収支赤字対GDP比半減の目標年次に当たる。デフレからの脱却、経済再生を確実なものとしつつ、目標の着実な達成を目指す。このため、前年度予算同様、「中期財政計画」に沿って最大限努力する。

平成27年10月に予定される消費税率の10%への引上げについては、「税制抜本改革法」¹⁰³にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、平成26年中に判断を行う。経済財政諮問会議では、経済状況等の総合的な勘案に向けて必要な検討を行う。

¹⁰³ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第18条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）附則第19条

2. 平成27年度予算編成の基本的考え方

平成27年度予算については、本基本方針、「『日本再興戦略』改訂2014」、「中期財政計画」を踏まえ、平成26年度予算に引き続き、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。その際、補助金等についても、真に成長力強化に資するかどうかの観点から厳しく精査することとし、融資等の他の手段の積極的な活用を図る。

平成27年度の基礎的財政収支対象経費¹⁰⁴に関して、非社会保障経費については、前年度に比べてできる限り抑制することとし、社会保障支出についても聖域なく見直しに取り組むことにより、前年度からの増加を最小限に抑える。

¹⁰⁴ 平成27年10月に予定されている消費税率10%への引上げの判断に係るものは除く。